

会津若松市長
室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 松 川 和 夫
会津若松市監査委員 近 藤 信 行

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告する。

- 1 監査の対象 財務部（財政課、税務課、納税課）
会計課
議会事務局
選挙管理委員会事務局
監査事務局
- 2 監査の期間 平成 24 年 4 月 5 日～平成 24 年 7 月 31 日
- 3 監査実施日 現地調査日 平成 24 年 6 月 6 日（水）
備品調査日 平成 24 年 6 月 6 日（水）
対面監査日 平成 24 年 6 月 29 日（金）
- 4 監査の範囲 平成 23 年度
- 5 監査対象事項（主なもの）
 - (1) 財産及び物品の適正管理 行政財産及び物品の管理状況
 - (2) 旅費関係 旅行命令簿、復命書及び経理状況
 - (3) 契約関係 契約事務
 - (4) その他 時間外・休日勤務命令、調定票処理状況、支出負担行為票処理状況、補助金支出関係
- 6 監査の方法 監査実施にあたっては、あらかじめ提出された関係帳票等により調査し、あわせて所属長及び職員から説明を聴取した。
- 7 監査の結果 事務の執行が適法、適正、かつ効率的に行われているかどうかという観点から監査を実施した結果、おおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が見受けられたため、今後の事務対応を図りたい。
なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。

《一部改善を要する事項》

1 広告事業について

広告事業については、市の発行物や公共施設を広告媒体として活用することにより、経費の節減や歳入の確保を目的として、平成20年度より広告主の募集を開始したが、実績は、3事業所からの広告付きCD-ROMの提供にとどまっており、平成22年度からは募集を行っていない状況である。

広告主にとっては、地域経済の低迷等による厳しい経営状況にあつて、市の媒体を活用した広告掲出の費用に対する効果を勘案し、応募までに至らなかったものと考えられる。

また、過去の市政だよりの広告募集にあつては、広告掲出の場所など、事業所にとって広告の動機づけには不十分な点もあり、更なる工夫の余地が多くある。

今後は、新たな媒体の検討や、所管課との調整を含めて、機会を捉えながら、積極的に進めていくとのことであったが、当該事業についての歳入確保に資する意義に鑑み、広告主の視点に立った広告料の設定等の条件を工夫しながら着実に取り組まれない。

8 個別意見

本市の市税の徴収率は、これまでの徴収率向上3ヶ年計画に基づいた取り組みの成果が現れてきており、近年、高い水準を保っている。

今回、平成23年度を最終年度とした第3次徴収率向上3ヶ年計画における主な取り組みのうち、特別徴収事業所の指定状況について調査した結果、所見は次のとおりである。

(1) 特別徴収事業所の指定について

第3次徴収率向上3ヶ年計画においては、住民税の特別徴収事業所の指定を重点目標に掲げ、有効的な取り組みとして位置づけていたものの、特別徴収を実施している事業所の数は全体の約63%にとどまっている現状にある。

特別徴収を実施していない事業所への対応として、これまでも関係機関と連携して実施してきた訪問勧奨や文書による勧奨活動を、今後、従業員の規模別、地域別に戦略的絞込みを行い、実施していくとのことであった。

普通徴収と比べて徴収率が高い特別徴収の実施事業所の拡大は、徴収率の向上に資することから、重点的に対策を講じることにより、徴収率の更なる向上につながることを期待するものである。